

平成31（令和元）年度 高取小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

いじめの防止等のための取組として、4月にいじめ防止基本方針の共通理解、7、8月の学校いじめ防止対策委員会において、取組み内容の改善、3月に次年度いじめ防止基本方針の提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) いじめは、どの集団にもどの児童にも起こる可能性がある身近で深刻な人権侵害である。
- (2) いじめを防止するには、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) いじめの未然防止といじめのない学校づくりを実現するために、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していく必要がある。
- (4) いじめのない子ども社会を実現するために、学校、保護者、地域が連携し、相互に協力して活動する必要がある。

<高取小学校 いじめゼロ宣言>

つなげよう あいさつ つなげよう みんなの心

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 児童相互の好ましい人間関係づくりのための指導内容についての研修を行い共通理解・実践に努める。
 - 児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
 - Q-Uアンケートを実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた適切な支援を行う。
 - 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめ問題への組織的指導体制を確立する。
 - 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジ

ェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域、その他の関係者と連携を図り、学校サポーター会議や学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめ問題の早期発見のため、いじめ防止策、いじめ対応に対する教職員の共通理解を図る。
- (2) 全学級で「いじめに関するアンケート」調査を行い、児童の実態を把握し、相談体制の充実を図る。
- (3) いじめ問題に対する学校の取り組みの充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用のいっそうの徹底を図る。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 加害児童に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援していく。
- (3) 状況や対応の系統について、客観的事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (4) 教育相談課等と連携し、いじめに関係する児童、保護者へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (5) インターネット上に不適切な書き込み等を発見した場合には、直ちに削除する措置をとるとともに、関係する児童には適切な支援を行う。
- (6) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (7) 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめ問題の早期解決に努める。
- (8) 加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察や関係機関との連携した対応をとる。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質向上を図るため、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」「いじめゼロに向けて」（リーフレット）や「い

じめの早期発見・早期対応の手引」を活用し、いじめ問題に対する教職員への指導の徹底を図る。

- (3) いじめの未然防止のために励まし合える学級集団づくりに向けて、Q-Uアンケートの分析活用のための校内研修を実施する。
- (4) 情報モラルに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- (2) 学校基本方針に基づき、取り組みが適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称 高取小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・いじめを防止するための取組の検討及び推進
- ・いじめに関する情報の収集・記録及び、いじめであるかどうかの判断、今後の方針の検討と実行、その後の経過観察及び報告

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称 高取小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・重大事件に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当教諭，養護教諭，該当学年教諭，PTA会長，公民館館長，校区自治協議会会長，校区自治協議会前会長，青少年育成連合会会長，主任児童委員，PTA役員，PTA地域委員会委員長

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等	チェック
4	学校生活アンケート 学級活動	DC	いじめ防止基本方針作成提出 いじめ防止対策委員会	P D

	「いじめのない学級」	D			
5	なかよしアンケート	DC	いじめ防止対策委員会 家庭訪問	D D	
6	Q-Uアンケート 教育相談 規範意識講演（3・4年） メディア教育講演（5・6年） 「いじめゼロ取組月間」	PD DA D D	いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 高取小いじめ防止対策委員会	D CA CA	
7	ふりかえりアンケート	DC	いじめ防止対策委員会	CA	
8	いじめゼロサミット参加 学校生活アンケート	D DC	いじめ防止対策委員会 Q-Uアンケート事例検討会 Q-Uアンケート結果を踏まえた 要支援共通理解 いじめ防止に関する研修 体罰によらない教育に ついての研修	D D CA CA CA	
9	児童会による取組 学級活動 「いじめのない学級」	DC D	いじめ防止対策委員会	D	
10	なかよしアンケート いじめゼロ実現プロジェクト 「いじめ問題に関する内容」 （5年）	DC D D	いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 高取小いじめ防止対策委員会	D CA CA	
11	なかよしアンケート 教育相談（個別面談） 学級活動「友だちのいいところを見つけよう」	DA DA D	いじめ防止対策委員会	D	
12	いじめゼロ取組表彰応募 ふりかえりアンケート	D DC	いじめ防止対策委員会	CA	
1	学校生活アンケート 学級活動 「いじめのない学級」	DC D	いじめ防止対策委員会	D	
2	なかよしアンケート 教育相談	DC DA	いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 高取小いじめ防止対策委員会	D CA CA	
3	ふりかえりアンケート	DC	いじめ防止対策委員会	CA	